

# あなたは正しく 住民異動の手続きをしていますか？

## 住民票は生活の本拠地に

「住民異動届」は住民基本台帳法によって、実際に引っ越した日、変更のあった日から14日以内にしなければならぬと定められています。（ただし、「転出届」は引っ越し前にできます）

正しい住所を届けないと選挙ができなかったり、児童手当の給付が受けられなかったり、住民票や印鑑証明書を住民登録地にわざわざ取りに行かなければならないなどの影響が出てきます。

住所や世帯に変更があったときは、届け出が必要です。忘れずに手続きをしましょう。

## 手続きは...

受付場所：各庁舎総合窓口課

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日除く）

こんなとき	種類	届出期間	必要なもの
ほかの市区町村から 転入したとき	転入届	引っ越してきた日 から14日以内	・転出証明書（前住所地の市区町村で発行されたもの） ・運転免許証など本人確認ができるもの
ほかの市区町村へ転 出するとき	転出届	あらかじめ（引っ 越す日までに）	・運転免許証など本人確認ができるもの ・転出に伴い市に返還が必要なもの（印鑑登録証、国民 健康保険証、医療費受給者証、介護保険証など）
市内で住所が変わっ たとき	転居届	引っ越した日から 14日以内	・運転免許証など本人確認ができるもの
世帯主や世帯が変 わったとき	世帯変更届	変わった日から 14日以内	・運転免許証など本人確認ができるもの

## 本人が手続きに来られないときは

委任状があれば代理人による手続きができます。なお、窓口で代理人の本人確認を行いますので、運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。また、住所・氏名・生年月日・世帯主名・異動日など、住民異動届を記載できるよう準備し、窓口へお越しください。

委任状	
(代理人)住 所	生年月日
氏 名	生年月日
私の 届につき上記の者にその権限 を委任します。	
平成 年 月 日	
いなべ市長あて	
(委任者)住 所	生年月日
氏 名	生年月日

## 届け出をしないと...

届け出期間経過後に届け出をした場合、窓口で理由書（桑名簡易裁判所あて）を提出していただきます。また、正当な理由がなく届け出をしない者は、5万円以下の過料に処されますので、ご注意ください。

## 住民基本台帳法に基づく実態調査にご協力ください!!

市では、みなさんの居住の実態を正しく記録し、住民基本台帳の正確性を確保するために、住民基本台帳法第34条に基づく実態調査を行います。

実施期間：10月1日～10月31日

対 象：北勢町山郷地区にお住まいの方

調査は、住民登録の状況を確認するための調査票を配布、回収することで、住所が住民基本台帳に正しく記載されているかの確認を行います。10月初旬に調査票を配布させていただきますので、ご協力をお願いします。

また、市役所職員が直接ご自宅に伺ってお尋ねする場合があります。訪問する職員は「いなべ市職員証」と「身分証明書」を常時携帯しています。提示のない訪問者など、不審な場合はお問い合わせください。